

第1回岩手県新型インフルエンザ対策本部会議の結果について

1 岩手県新型インフルエンザ対策本部の設置

- ・ 県としての取組方針、各部局の役割、当面の対応等について確認したこと。
(別紙のとおり)

2 メキシコ渡航者の把握と健康観察の実施

- ・ 4月18日以降にメキシコを出国し、現在、県内におられる方については、最寄の保健所に、電話でお申し出いただきたいこと。
- ・ 報道各社においても、その旨の呼びかけをお願いしたいこと。

岩手県新型インフルエンザ対策本部設置要綱

平成 21 年 4 月 28 日施行

(目的)

第 1 この要綱は、新型インフルエンザ発生時において、その感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないため、岩手県新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第 2 対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 国が新型インフルエンザ発生段階について、第一段階（海外発生期）以上への移行を公表した場合
- (2) その他保健福祉部新型インフルエンザ対策本部長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

第 3 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ対策の総括に関すること。
- (2) 新型インフルエンザに対応した体制整備に関すること。
- (3) 新型インフルエンザに関する発生状況等の情報収集に関すること。
- (4) 国、他都道府県等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 関係機関への情報伝達及び関係機関の対応状況の把握に関すること。
- (6) その他新型インフルエンザ対策に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第 4 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事をもって充てる。

3 副本部長は副知事、保健福祉部長及び総務部長をもって充てる。

4 本部員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 企画理事

(2) 岩手県知事部局行政組織（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 2 章に規定する部局等及び出納局長（保健福祉部長及び総務部長を除く。）保健福祉部副部長、保健福祉部医務担当技監、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長

(3) 医療局長

(4) 企業局長

(5) 教育長

(6) 警察本部長

5 本部員が属する各部局等の役割は別表のとおりとする。

6 本部に、本部長の命令の伝達、各部局間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する本部連絡員を置き、前項の各部局等の長が当該部局等の職員のうちから指名する。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、対策本部を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、次の順位によりその職務を代理する。

第1順位 副知事

第2順位 保健福祉部長

第3順位 総務部長

(会議)

第6 対策本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

2 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7 対策本部の庶務は、保健福祉部において処理する。

(地方支部)

第8 地方における新型インフルエンザ対策活動を効果的に実施するため、広域振興局、広域振興局総合支局(以下「総合支局」という。)及び地方振興局に地方支部を置く。

2 地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 管内の新型インフルエンザ対策の総括に関すること。

(2) 管内の新型インフルエンザに対応した体制整備に関すること。

(3) 管内の新型インフルエンザに関する発生状況等の情報収集に関すること。

(4) 管内の関係機関への情報伝達及び関係機関の対応状況の把握に関すること。

(5) その他対策本部との連絡及び対策本部から指示された事項の処理に関すること。

3 地方支部は、地方支部長、地方副支部長及び地方支部委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 地方支部長

広域振興局長、総合支局長及び地方振興局長

(2) 地方副支部長

広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境技監及び保健福祉環境部長

(3) 地方支部委員

広域振興局、総合支局及び地方振興局の副局長及び部・室の長(保健福祉環境部長を除く。)並びに地方支部長が指名する者

4 第5から第7までの規定は、地方支部に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「地方支部長」と、「副本部長」とあるのは「地方副支部長」と、「対策本部」

とあるのは「地方支部」と、「保健衛生課」とあるのは広域振興局にあつては「広域振興局保健福祉環境部」、総合支局にあつては「総合支局保健福祉環境部」、地方振興局にあつては「地方振興局保健福祉環境部」と読み替える。

なお、地方副支部長の代理の順位は次のとおりとする。

第1順位 保健福祉環境技監

第2順位 保健福祉環境部長

5 地方支部長は、第1項の規定により地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。

6 地方支部長は、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。

(廃止基準等)

第9 対策本部は、本部長が、新型インフルエンザ対策の必要がなくなつたと認めるときに廃止する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

1 この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

別表

各部局の役割

担当部局名	役 割
総合政策部	報道機関対応に関すること。 県民への情報提供に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
地域振興部	公共交通機関における対策に関すること。 県内在留外国人への情報提供に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
環境生活部	生活衛生に関すること。 土壌、水質等の環境に関すること。 廃棄物の処理に関すること。 野生鳥獣に関すること。 食の安全・安心に関すること。 その他本部長から特に指示されたこと。
保健福祉部	感染症対策に関すること。 新型インフルエンザ患者等の情報収集・共有に関すること。 県対策本部の設置・運営に関すること。 新型インフルエンザ対策に係る国、他県等との連携に関すること。 新型インフルエンザ対策に係る国等への要望に関すること。 薬務に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
商工労働観光部	経営相談に関すること。 事業者の感染予防対策に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
農林水産部	生産者等への情報提供に関すること。 生産者等からの相談対応に関すること。 農林水産物の流通に関すること。 家畜防疫に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
県土整備部	他部局の応援に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
総務部	危機管理全般に係る総括に関すること。 自衛隊派遣要請に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
出納局	他部局の応援に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
東京事務所	関係官庁等との連絡及び情報収集に関すること。
医療局	県立病院の医療提供に関すること その他本部長から特に指示された事項に関すること。
企業局	他部局の応援に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
教育委員会	児童・生徒の健康に関すること。 学校閉鎖等、まん延防止に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。
警察本部	社会秩序等の維持に関すること。 その他本部長から特に指示された事項に関すること。

新型インフルエンザの発生に係る当面の対応について

○これまでの対応状況

(WHO：フェーズ3、国の行動計画：前段階（未発生期）)

- 1 情報収集
保健福祉部新型インフルエンザ対策本部による情報収集
- 2 県民への情報提供
県ホームページ等による関係情報の提供
- 3 相談窓口の設置
本庁保健衛生課、県内の各保健所（盛岡市保健所を含む）に設置
- 4 感染症指定医療機関等への情報提供及び即応態勢の準備の要請

○海外で新型インフルエンザの発生が確認された場合

(WHO：フェーズ4、国の行動計画：第1段階（海外発生期）)

上記の対応に加え、当面、次の対応を行う。

- 1 岩手県新型インフルエンザ対策本部の設置
- 2 各保健所への発熱相談センターの設置
- 3 感染症指定医療機関等における即応態勢の準備の支援
- 4 各市町村への説明及び要請
- 5 メキシコ渡航者の把握と健康観察の実施